

## 議題 2

## 富士山火山広域避難計画改正（案）の概要

## 1 改正の趣旨

都留市が協議会構成員となったことに伴い、溶岩流等及び融雪型火山泥流の避難対象者数を追加する。

平成 28 年 8 月の台風第 10 号災害を受け、内閣府（防災担当）及び消防庁が行った「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（情報名称の変更）を反映する。

山梨県の広域避難に係る受入市町村が決定したことに伴い広域避難先別人数等を変更する。

## 2 改正の概要

編章	項	修正要旨	頁
全体		○避難情報等のキーワードを、「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」に修正 ○避難情報等のキーワードを、「避難指示」から「避難指示（緊急）」に変更	—
第 1 編 総論	3. 協議会の構成及び果たす役割	○組織改編に伴う協議会構成図の変更	3
第 2 編 第 2 章 避難対象 者と避難 先	4 - 1 溶岩流等 表 16 単独ライン避難における避難対象者数	○都留市の避難対象者数を明記	43
	表 17 3 ライン同時避難における避難対象者数	○都留市の避難対象者数を含めた数値に変更	44
	表 18 3 ライン同時避難の広域避難先別人数 図 15 3 ライン同時避難の広域避難先	○広域避難に係る受入市町村決定に伴う広域避難先別人数等の割り振り変更（山梨県）	45 ～ 46
	4 - 2 融雪型火山泥流 表 21 融雪型火山泥流影響想定範囲内の人口 表 22 融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲内の推計人口	○都留市の避難対象者数を明記	49 ～ 50
第 3 編 第 1 章 国の体制	(1) 気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制	○組織改編に伴う修正	58 ～ 59

2-2 気象庁等 の監視・ 観測体制	図 16 気象庁における火 山の監視・観測		
	(2) 富士山周辺におけ る監視・観測体制 2) 監視・観測体制の強 化 図 17 富士山における火 山観測点	○2016年12月1日より運用開始した傾斜計(御 殿場口8合目)の追加	61
第3編 第1章 県の体制	3-1 山梨県の体制 表 26 山梨県の富士山噴 火対応の体制	○組織改編に伴う修正	64
第3編 第2章 1-1 火 山活動に 関する情 報伝達	(1) 噴火警報等の情報 伝達の流れ 図 23 噴火警報等の情報 伝達の流れ	○組織改編に伴う修正	74
	(2) 各県における噴火 警報等の情報伝達 図 24 山梨県、静岡県、 神奈川県における噴火 警報等の伝達体制	○組織改編に伴う修正	75
	(6) 異常現象の通報体 制	○組織改編に伴う修正	78
第3編 第2章 情報伝達	表 36 山小屋組合等への 連絡担当市町村(静岡県 側)	○担当市町村の担当課を修正	89
第3編 第3章 広域避難 者の受入 れに係る 基本事項	(3) 広域避難者の受入 れ先 1) 山梨県 図 30 広域避難者の受入 地域(山梨県) 表 43 各受入地域内の受 入市町村(山梨県)	○広域避難に係る受入市町村決定に伴う広域避 難者受入れ先の変更(山梨県)	102
交通規制	5-3 鉄道における運行 規則 (1) 基本的な考え方	○鉄道事業者の現状に合わせて修正	120
	表 57 鉄道における運行規 制の実施基準	○規制対象及び鉄道事業者の対応を修正	121
	図 34 鉄道における運行規	○図の名称及び凡例を修正	121

制の実施例		
(2) 各機関の対応 表 58 鉄道における運行 規制に係る対応事項	○対応事項を修正	122

※誤字、用語の解説は除きました。